

質 問	回 答																										
<p>【問1】 居宅介護の管理者やサービス提供責任者は、有料老人ホーム等の他の施設の従業者を兼務することは可能か。</p>	<p>【管理者について】 常勤専従要件があるが、管理者の業務に支障が無い場合に限り、同一敷地内又は隣接地等の他の施設等の管理者又は従業者と兼務することは可能（この場合、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）</p> <p>【サービス提供責任者について】 常勤専従要件があるサービス提供責任者については、他の施設等の管理者又は従業者と兼務することは出来ない（非常勤として配置可能とされている者を除く。）</p> <p>【管理者がサービス提供責任者を兼務している場合について】 常勤専従要件があるサービス提供責任者は、他の施設等の管理者又は従業者と兼務することは出来ないで、この場合、兼務することは出来ない。</p>																										
<p>【問2】 サービス提供票を複写式にし、利用者に交付しなければならないのか。</p>	<p>サービスの提供の記録は、サービス提供の都度記録し、利用者の確認を受けなければならないが、利用者に交付することまでは規定されていない。 しかし、サービス提供に係る適切な手続を確保する観点から、複写式のサービス提供票を用いて、サービス提供の都度その写しを利用者に交付することは、望ましいことと考えられる。 なお、介護保険法の訪問介護においては、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととされていることに留意すること。</p>																										
<p>【問3】 特定相談支援事業所に、居宅介護等のサービスを提供する事業所（以下、「サービス提供事業所」という。）から、サービス提供の時間帯や曜日等の変更の連絡があるが、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画を変更する必要があるか。</p>	<p>原則、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような「利用者等の希望による軽微な変更」については、基準第15条第2項第1号から第7号及び10号から12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務（以下、「一連業務」という。）を行う必要はないが、当該変更の連絡調整等に関する記録をしておくこと。 なお、利用者の解決すべき課題の変化は、サービス提供事業所により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、サービス提供事業所のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならないが、当該連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならないことに留意すること。</p> <p>【計画変更の基本的な考え方】（※介護保険とは、取扱いが異なる場合があります。）</p> <table border="1" data-bbox="437 1234 1469 1868"> <thead> <tr> <th rowspan="2">具 体 的 な 事 例</th> <th colspan="2">計 画 変 更 の 有 無</th> </tr> <tr> <th>特定相談支援事業所</th> <th>サービス提供事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者の体調や家族の都合等の臨時的・一時的なもので、単なる曜日、日付、時間帯変更の場合 例)月曜日にヘルパーを利用しているが、受診の都合で火曜日に変更</td> <td>×</td> <td>○ (一連業務不要)</td> </tr> <tr> <td>利用者の体調や家族の都合等の臨時的・一時的に必要な場合で、サービスの利用回数や時間数が増加した場合 例)毎週水曜日にヘルパー利用していたが、急な受診のためにもう1回必要になった。</td> <td>×</td> <td>○ (一連業務不要、理由を記録)</td> </tr> <tr> <td>利用者等の希望によるもので、上記以外の単なる曜日、日付、時間帯の変更の場合</td> <td>○ (一連業務不要)</td> <td>○ (一連業務不要)</td> </tr> <tr> <td>サービス提供事業所が変更になっても、目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更の場合</td> <td>×</td> <td>— (新規作成)</td> </tr> <tr> <td>利用者の住所変更に伴い、住環境（エレベーターの有無等）、家族構成（親と同居等）が変わる等生活に影響が生じる場合</td> <td>○ (一連業務も要)</td> <td>○ (一連業務も要)</td> </tr> <tr> <td>解決すべき課題、援助の方向性、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容だけがかわる場合</td> <td>×</td> <td>○ (一連業務不要、理由を記録)</td> </tr> <tr> <td>上記の場合であっても、例えば居宅介護で調理が掃除の内容に変わる等必要性が変わる場合</td> <td>○ (一連業務も要)</td> <td>○ (一連業務も要)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「○」＝計画変更必要、「×」＝計画変更不要 ※ 上記表において「一連業務も要」又は「一連業務不要」に該当している場合であっても、個別のケース毎に一連の業務を行う必要性が高いかどうかによって軽微か否かを判断すべきものであることに留意すること。 ※ サービス提供事業所においてサービス提供責任者が作成する居宅介護計画（個別支援計画）を変更する場合で上記表の「一連業務不要」に該当する場合は、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記し、継続して記載して差し支えない。</p>	具 体 的 な 事 例	計 画 変 更 の 有 無		特定相談支援事業所	サービス提供事業所	利用者の体調や家族の都合等の 臨時的・一時的なもので 、単なる曜日、日付、時間帯変更の場合 例)月曜日にヘルパーを利用しているが、受診の都合で火曜日に変更	×	○ (一連業務不要)	利用者の体調や家族の都合等の 臨時的・一時的に必要な場合で 、サービスの利用回数や時間数が増加した場合 例)毎週水曜日にヘルパー利用していたが、急な受診のためにもう1回必要になった。	×	○ (一連業務不要、理由を記録)	利用者等の希望によるもので、上記以外の単なる曜日、日付、時間帯の変更の場合	○ (一連業務不要)	○ (一連業務不要)	サービス提供事業所が変更になっても、目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更の場合	×	— (新規作成)	利用者の住所変更に伴い、住環境（エレベーターの有無等）、家族構成（親と同居等）が変わる等生活に影響が生じる場合	○ (一連業務も要)	○ (一連業務も要)	解決すべき課題、援助の方向性、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容だけがかわる場合	×	○ (一連業務不要、理由を記録)	上記の場合であっても、例えば居宅介護で調理が掃除の内容に変わる等 必要性が変わる場合	○ (一連業務も要)	○ (一連業務も要)
具 体 的 な 事 例	計 画 変 更 の 有 無																										
	特定相談支援事業所	サービス提供事業所																									
利用者の体調や家族の都合等の 臨時的・一時的なもので 、単なる曜日、日付、時間帯変更の場合 例)月曜日にヘルパーを利用しているが、受診の都合で火曜日に変更	×	○ (一連業務不要)																									
利用者の体調や家族の都合等の 臨時的・一時的に必要な場合で 、サービスの利用回数や時間数が増加した場合 例)毎週水曜日にヘルパー利用していたが、急な受診のためにもう1回必要になった。	×	○ (一連業務不要、理由を記録)																									
利用者等の希望によるもので、上記以外の単なる曜日、日付、時間帯の変更の場合	○ (一連業務不要)	○ (一連業務不要)																									
サービス提供事業所が変更になっても、目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更の場合	×	— (新規作成)																									
利用者の住所変更に伴い、住環境（エレベーターの有無等）、家族構成（親と同居等）が変わる等生活に影響が生じる場合	○ (一連業務も要)	○ (一連業務も要)																									
解決すべき課題、援助の方向性、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容だけがかわる場合	×	○ (一連業務不要、理由を記録)																									
上記の場合であっても、例えば居宅介護で調理が掃除の内容に変わる等 必要性が変わる場合	○ (一連業務も要)	○ (一連業務も要)																									